

**介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業
重要事項説明書**

社会福祉法人 晃寿会
デイサービスセンターあさなぎ

「介護予防・日常生活支援総合事業第一号」事業説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第2874000843号)

当事業所はご契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として介護認定の結果「事業対象者」「要支援1」「要支援2」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 晃寿会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県姫路市白浜町乙836番地 |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | TEL(079)246-0151 FAX(079)246-0843 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 妻鹿 成治 |
| (5) 設立年月日 | 平成4年4月25日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業
平成18年4月1日指定
兵庫県指定 第2874000843号
※当事業所は特別養護老人ホームに併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業所は、介護保険従い、ご契約者(利用者)が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、さらにご契約者の心身機能の維持・向上を目指すことを目的として、ご契約者に、介護予防通所介護サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | デイサービスセンターあさなぎ |
| (4) 事業所の所在地 | 兵庫県姫路市白浜町乙836番地 |
| (5) 電話番号及びFAX番号 | TEL(079)246-4799 FAX(079)246-0843 |
| (6) 事業所長(管理者)氏名 | 高尾 仁士 |
| (7) 事業所の運営方針 | 基本的人権を尊重し個別的なニーズを充足するとともに地域の有効な社会資源として普遍的に活動する。 |
| (8) 開設年月日 | 平成5年10月1日 |
| (9) 利用定員 | 35人 |

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 姫路市

(飾磨・高浜・妻鹿・白浜・八木・的形・大塩・糸引・四郷)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休日	日曜日及び12月31日～1月3日(年末年始)
受付時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:15～16:45 (身体状況によりこの限りではありません)

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 職員の配置状況

<配置職員の職種・配置状況>

管理者 ……事業所の従業員の管理及び業務の管理を行います。

生活相談員 ……ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員 ……ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談・助言等を行います。

看護職員 ……主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員 ……ご契約者の機能訓練を担当します。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しております。

職種	指定基準	勤務体制	備考
管理者	1名	勤務時間 8:30～17:30	原則として勤務しています。
生活相談員	1名	勤務時間 8:30～17:30	原則として1名の生活相談員が勤務します。
介護職員	5名	勤務時間 8:30～17:30	サービス提供時間を通じて、利用者の数(実際の利用者)が15人までは、1名配置。それ以上5またはその端数を増やすごとに1名以上配置します。
看護職員	1名	勤務時間 8:30～17:30	原則として1名の看護職員が勤務します。
機能訓練指導員	1名	勤務時間 8:30～17:30	原則として1名の機能訓練指導員が勤務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の各利用者の負担割合に応じた額が介護保険から給付され

<サービスの概要>

①入浴

・入浴または清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

※男性の場合は、入浴時に髭剃りもできますが、カミソリの準備はして下さい。

②食事

・当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体
の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

・温冷配膳車による適温食を提供いたします。

食事時間 12:00~13:00

③排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④健康管理

・看護職員が健康管理を行います。

⑤機能訓練(運動器機能向上サービス)

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な
機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地
域外からのご利用の場合は、所定の送迎費用(下記(2)②参照)をご負担いただきます。

緊急時を除き、送迎時の医療機関への送迎は行いません。また、スーパーなどにも立ち寄
りはいたしません。

⑦その他

・清潔で快適にご利用いただけますよう、援助します。

<サービス利用料金(1か月あたり)> (契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険
給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご
契約者の要介護度に応じて異なります。)

①基本料金

区分・単位	介護度	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
		(1798単位)	(3621単位)
1. サービス利用金額		18231 円	36716 円
2. うち、介護保険により給付される金額		16408 円	33045 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)		1823 円	3671 円

②加算料金

加算の名称		事業対象者・要支援1・2		説明
サービス提供体制強化加算Ⅰ (事業対象者・要支援1:88単位)	事業対象者 要支援1	利用料金	892円	介護福祉士が70%以上配置されている場合に 加算されます
		自己負担額	89円	
	事業対象者 要支援2	利用料金	1785円	
		自己負担額	178円	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	①+②×92/1000×10.14 総単位数×加算率×地域単価			介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額が介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る陳議員改善に関する計画を策定し当該計画に基づき適切な措置を講じている場合について加算されます。

※ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ご契約者に提供する食事の費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

※介護保険制度改正や給付制限等により、給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食費

・ご契約者に提供する食事の材料、調理コストにかかる費用です。

料金:1食あたり500円

②通常の事業実施地域外への送迎

・通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

1	事業所から片道5km未満	500円(片道)
2	事業所から片道5km以上10km未満	1000円(片道)
3	事業所から片道10km以上、5km毎に	500円(片道)を加算
4	その他、有料道路・自動車専用設備等を利用する場合	実 費

③レクリエーション、クラブ活動

・ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金:材料代等の実費をいただきます。

④外食会・買物外出(機能訓練)

・ご契約者の希望により外食会や買物外出に参加していただくことができます。

利用料金:昼食料金・買物代金の実費をいただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

※おむつに関しては、現物にて返却していただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとの計算とし、利用翌月10日にご請求致します。お支払い指定口座より、利用翌月27日に自動引落しをさせていただきますので、残高確認をお願い致します
※特別な事情がある場合は、ご相談下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の金額をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
当日8:30までに申し出があった場合	無 料
当日8:30までに申し出がなかった場合	食費の500円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

緊急に医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関又はかかりつけ医において診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

○ 協力医療機関 姫路愛和病院 姫路市飯田3丁目219-1

6. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に下記のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立・要介護と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業所から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの契約解除の申し出(契約書第17条、第18条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約する事ができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「介護予防サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める第一号通所サービス(介護予防通所介護相当)を実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第19条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解約・解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が死亡した場合契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第16条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付(契約書第21条参照)

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情相談窓口	デイサービスセンターあさなぎ 施設長 明浦 秀夫
受付時間	月曜日～土曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:30
電話番号	079-246-0151

※夜間、苦情受付担当者の勤務時間外の苦情処理については、他の勤務者が苦情処理ノートに「苦情内容」を記載し、その場で対応可能なものであっても、必ず管理者に連絡をして処理します。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

苦情相談窓口	姫路市長寿・介護保険課
所在地	姫路市安田町4丁目1番地
受付時間	月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:35～17:20
電話番号	(TEL)221-2923 (FAX)221-2444
苦情相談窓口	兵庫県国民健康保険団体連合会(国保連)
所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
受付時間	月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～17:15
電話番号	(TEL)078-332-5617 (FAX)078-332-5650

<重要事項説明書付属文書>

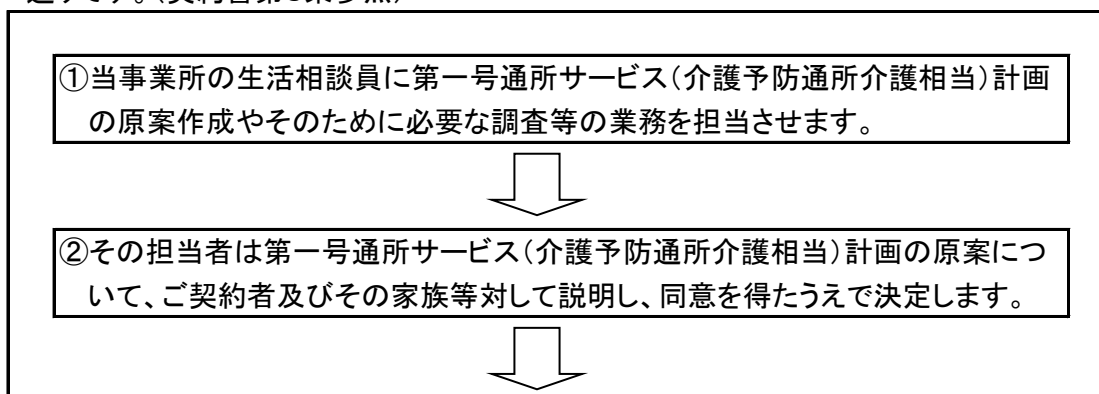
1. 事業者

- (1) 事業所の概要 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階
- (2) 建物の延べ床面積 7264.58㎡
- (3) 併設事業所 当施設では、次の事業を併設して実施しています。

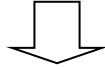
介護保険指定施設	名称	介護保険事業所番号	定員
[介護老人福祉施設]	特別養護老人ホーム あさなぎ	第2874000587号	70名
[短期入所生活介護]	特別養護老人ホーム あさなぎ	第2874000587号	20名
[居宅介護支援事業]	居宅介護支援事業所 あさなぎ	第2874000132号	

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「第一号通所サービス(介護予防通所介護相当)計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)



③第一号通所サービス(介護予防通所介護相当)計画は、介護予防サービス計画(ケアプラン)が変更された場合は、もしくはご契約者及びその家族の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して介護予防通所介護計画を変更いたします。



④第一号通所サービス(介護予防通所介護相当)計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

※第一号通所サービス(介護予防通所介護相当)画作成、サービスの提供に当たり、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議に参加し、心身の状態・その他サービスの利用状況を把握し、より効果的な支援を行えるよう努力いたします。

※第一号通所サービス(介護予防通所介護相当)計画の実施開始から終了までに実施状況の把握(モニタリング)を行います。

3. サービス提供における事業者の義務(契約書第9条、第10条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
 - ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
 - ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
 - ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務) 但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 施設・設備の使用上の注意(契約書第11条参照)

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内全面禁煙となっております。喫煙スペースは屋外の所定の場所のみとなっております。

(3) 持ち込みの制限

- 利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
衣類・内服薬・ひげそり・歯ブラシ・コップ・福祉用具(車椅子・杖等)
その他必要とされるものについてはご相談に応じます。

(4) その他確認事項

- 緊急時に必ず連絡がお取りできるように、事前に携帯電話番号等をお知らせください。また、変更された場合にはお知らせください。
- 利用時・利用中において他人への感染の危険性がある疾病については速やかにお知らせください。

5. 損害賠償について(契約書第13条、第14条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。